

青島リゾートクリニック

介護予防通所リハビリテーション重要事項説明書

(令和 7年 1月 1日 現在)

1. 事業所の概要

・法人名	医療法人 聖美会
・所在地	宮崎市大字加江田5646番地1
・電話番号	0985-65-3567
・ファックス	0985-65-2662
・開設者	理事長 山本 智将
・管理者	院長 竹元 慎吾
・設立年月日	令和 3年 8月 1日
・指定年月	令和 3年 8月 1日
・事業所番号	4510120399

2. 基本方針

1. 利用者が本来持っている能力に応じた日常生活向上の支援、生活行為向上支援「共通的服务」及び運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上「選択的サービス」を組み合わせた支援を行うサービスを提供します。
2. 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、出来る限り自立した日常生活が送られるように、対象者の状況に応じたりハビリテーション及び個別サービスの提供に努めます。

3. 営業日・営業時間

1. 営業日は、12/31～1/3を除く毎週月曜日から金曜日とします。
2. 営業時間は、午前9時から午後3時30分までとします。
但し都合により営業日、営業時間を変更する場合があります。

4. 通常の事業実施地域

介護予防通所リハビリテーション事業の実施地域は宮崎市内とします。
但し、当事業所から車で片道30分程度までが対象となります。
それ以外の地域の方でもご希望の方はご相談ください。

5. 利用定員

当事業所における利用定員は、通所リハ（介護保険適用者）を含めて37名とします。

6. 従業員の種類、員数

- 1. 管理者 1名以上
- 2. 医師 1名以上
- 3. 理学療法士もしくは作業療法士 1名以上
- 4. 看護職員 1名以上
- 5. 介護職員 2名以上
- 6. 栄養士 1名以上

7. 介護予防通所リハビリテーション事業の内容

- 1. 利用者の心身の機能の維持、回復を図り日常生活の自立を助けるための理学療法
その他適切なリハビリテーション計画に基づいたサービスを提供します。
- 2. 利用者の個別性や個性を重視し、個々の利用者ごとの状況に応じた適切な支援を行うサービスを提供します。
- 3. 利用者の心身の状況を把握するため、健康チェックを行い、選択されたサービスを提供します。
- 4. 利用者の希望に応じ入浴、給食のサービスを行います。

8. 利用料その他の費用の額

- 1. 介護予防通所リハビリテーションが利用者に対し、支援を行うサービスを提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスである場合は基本的にその1割とします。

基本料金(1割負担分の料金を記載しています。2割負担の場合はその倍額になります)
1単位1円で換算しています。

区 分	基本サービス費	12カ月後
要支援1	2,268円/月	120円/月減算
要支援2	4,228円/月	240円/月減算

その他の料金 基本料金の他に、サービスに応じて次の料金が加算されます。

食費(昼食・おやつ)	520円/日	食事を摂られた場合(実費)
サービス提供体制強化加算(I)	88円/月	要支援1
	176円/月	要支援2

介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	利用料金（保険外費用を除く） ×8.6%	介護職員の処遇改善を図るため国が定める要件を満たす場合、定められた加算率を乗じたものが加算されます。
退院時共同指導加算	600円／回	病院等から退院（もしくは退所）する利用者に対して入院（もしくは入所）していた病院等のスタッフと共同で指導を行った際に算定できる加算。
別途交通費	200円／日	片道15km以上20km未満
	300円／日	片道20km以上30km未満
	400円／日	片道30km以上

* 介護保険からの給付額に変更があった場合、又は要介護度に変更があった場合、変更された額にあわせて、契約者の負担額を変更します。

- ★教養娯楽費等は、各自ご負担頂きますのでご了承ください。
- ★通常の実施地域以外での送迎を希望される場合には、別途交通費を頂きます。
- ★1ヶ月のサービス限度額を超えて利用された場合、そのサービス利用料は全額自己負担となります。

2. 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額を厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにします。

3. その他日常生活費のうち利用者が負担することが適当と認められる費用については、利用者の同意を得て定めます。

9. 緊急時及び事故発生時の対応

1. サービス利用中に病状の急変が生じた場合には、速やかに主治医、ご家族に連絡する等の措置を講ずることとします。
2. サービス利用中に事故が発生した場合は、ご家族、地域包括支援事業者、市町村に速やかに連絡を行い、事故の状況及び事故に対してとった処置等を記録し、その原因を解明して再発防止に努めます。
3. 利用者に対し賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行います。

10. サービス利用に当たっての留意事項

1. 利用者はサービス利用予定日に事情によりサービスを受けないときは、事前に事業者にご連絡をお願いします。
2. 毎月、月の初めには介護保険証、健康保険証、障害のある方は、障害者手帳、重度心身障害者医療費受給者証の掲示をお願い致します。
また、保険証等に変更があった場合には、直ぐに新しい保険証をお持ち下さい。
3. お支払いについては、前月利用料金の合計額の請求書を毎月15日頃までに発行するので、その月の末日までにお支払いください。

11. 事業所内で次に掲げる行為は禁止します。

1. けんか、口論、泥酔など他の利用者の迷惑になる行為。
2. 他の利用者に対する執拗な宗教活動。
3. 指定した場所以外での喫煙、火気を用いること。
4. 事業所内で設備、器具を利用する場合は本来の用法に従って使用してください。
これに反した使用によって破損、または故意による損害を与えること。
5. 事業所内へ、ペットを持ち込むこと。

12. サービスの終了（解除）について

1. 当事業所に対して、利用者の都合により利用中止の意思表示をすることにより、利用を解除終了することができます。この場合利用者は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡して下さい。
なお、実施時間中に利用中止を申し出られた場合は、原則、基本料金、及びその他利用いただいた費用についてお支払い下さい。
2. 当事業所の都合によりサービスの提供を終了（解除）させていただく場合は、終了1ヵ月前までにお知らせ致します。
3. 次の場合は、双方の通知がなくても自動的にサービスの提供を終了いたします。
 - ・利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
 - ・利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
 - ・利用者が利用料金を3ヵ月以上滞納し、その支払を催促したにもかかわらず10日以内に支払わない場合。
 - ・利用者が他の施設に入所又は入院した場合。

